

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

号外 (一) 平成二十七年 六月 一日

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項の表都市公園課の項第二号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 公共交通課に本庁課内室としてリニア推進室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室にリニア推進係を置く。

4 前項に規定するリニア推進室の分掌事務は、第二項の表公共交通課の項第三号に掲げる事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十七年六月一日

平成二十七年六月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社